

平成23年度第6回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年8月2日（火）午後3時20分～午後5時29分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、健康福祉部長、上下水道部長、教育部長、消防長
- 審議事項
 - 1 上下水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について
(上下水道部・健康福祉部)
 - 2 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について（その3） (都市整備部)
 - 3 避難場所の見直しについて (総務部)
 - 4 避難勧告等の判断について (総務部)

審議事項

1 上下水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について (上下水道部・健康福祉部)

概要

生活保護世帯等への生活弱者の救済措置として、昭和49年10月から水道料金の減免が実施され、昭和57年4月には料金改定があり、メーター口径別料金制度に変更となり、料金の2割減免が実施され現在も継続されている。この生活保護世帯への減免額については、一般会計から繰出金で水道事業会計に補填している。

減免措置の廃止の理由としては、①減免が開始された昭和49年当時と今とは社会経済情勢も異なり、急激な物価上昇も考えにくいこと、②水道料金は、生活保護費の生活扶助基準の第2類費において光熱水費として含まれていること、③県下14市の中で、生活保護世帯の水道料金の減免措置を実施しているのは伊勢市のみで、他の13市では実施していないこと、などである。

生活保護世帯の2割減免廃止については、減免該当世帯への訪問周知、説明期間が必要なため、平成23年12月1日から実施したいと考えている。

ただし、下水道使用料の減免については、引き続き実施していく。

以上の提案について、審議を行った。

【結論】 生活保護世帯に対する上水道料金の減免措置を廃止し、下水道使用料の減免措置については、継続することを決定した。

《主な意見等》

- ・ 下水道共用区域の生活保護世帯には減免措置があり、下水道共用区域外の生活保護世帯には、浄化槽の管理費用・汲み取りにかかる経費に補助がないということは、不公平であると考えられないか。
- ・ 上水道料金については、光熱水費としての生活保護費と減免措置という二重の優遇措置となっており、今回、減免措置を廃止するものである。下水道使用料も同様に、排出処理費と減免措置という二重の優遇措置となっているとは考えられないか。
- ・ 下水道使用料について、減免措置を廃止しない理由は何か？
⇒下水道については、普及率（約38%）が低く、未整備区域が多いことから、下水道を利用している世帯が一部に限定されており、負担感が強いことが挙げられる。
- ・ 上水道料金及び下水道使用料それぞれの減免措置を同時に廃止することによる影響の大きさは理解できるものの、生活保護世帯を支援していく何らかの方法を、本件のみを対象とし、議論するのではなく、全体を見渡して考えていかなければならない時期にきている。

資料

・ 付議事項書

2 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について（その3） （都市整備部）

概要

ジャスコ跡については、事業者は平成24年12月オープンをめざし、テナントリーシングと資金調達に努力しているが、苦しい状況である。

事業目的会社(株)伊勢敬への補助金について、9月定例会において予算計上するかどうか、審議を行った。

【結論】 9月定例会において、予算計上することを決定した。

《主な意見等》

- ・補助金の支給時期はいつになるのか？
⇒平成25年1月～2月頃と想定している。
- ・補助金を交付すれば、事業が進むかどうかはわからないが、2億円の根拠は？
⇒国土交通省所管の有料建築物等整備事業制度に基づき算定した概算事業費の1/3を補助金額としている。
- ・市の姿勢として、駅前整備における考え方を、今後のことも想定しながら、示す必要がある。
- ・商工会議所における駅前について、どのように考えているのか？テナントリースへの協力などは、どのようになっているのか？
⇒商工会議所は、様子を見ている状況である。また、紹介者に責任が発生する恐れがあることなどから、商工会議所からテナントの募集は行わないと聞いている。
- ・8月時点で、テナントリーシングは厳しい状況であるが、市が予算計上の意思表示をすることにより、テナントリーシングが進む可能性も否定できない。
- ・市が補助金を出さないと失敗する構図は、避けたいところである。また、市のテナント借り上げなどの話も、出てくる可能性がある。
- ・予算計上し、市としての姿勢を示すべきである。

資料 ・付議事項書

3 避難場所の見直しについて（総務部）

概要

風水害、震災ともに市町村合併以前の避難場所を、基本的にはそのまま指定しているが、避難場所の箇所数が多いため全ての避難場所に職員を張り付け運営していく事は、現実的に難しい状況となっている。また、利用の仕方も検討されずに、河川氾濫や津波の浸水想定区域内にも多くの避難場所が指定されている。また、津波の浸水想定区域が変更されるため、見直しを行う必要がある。

- ・平成24年度末を目標に避難場所の見直しを完了する。
- ・外部有識者等で構成される避難所専門委員会及び庁内各部の代表者から構成されるワーキンググループにおいて、内容を協議する。

【結論】 避難場所見直しに関する手順について、避難所専門委員会及び庁内ワーキンググループからの意見を踏まえて、見直しを行うことと決定した。

《主な意見等》

- ・避難所の運営についても見直し内容に含まれるのか？
⇒地域バランスを考慮し、場所の検討をすることが目的である。運営方法等のソフト面については、別途検討する。
- ・専門委員会の委員選定について、専門性を求めるのであれば、考え方のレベルを揃えないと議論が難しくなることを考慮し、対象者を考える必要がある。
⇒幅広い立場の方から意見を聴きたいので、専門性のみを委員に求める考えではない。

資料 ・ 付議事項書

4 避難勧告等の判断について（総務部）

概要

現在、避難勧告等の伝達マニュアルをハザード毎に作成しているが、台風6号襲来時に使用した宮川を対象とした勧告等の判断水位は、国土交通省が堤防改修前のデータを基に、コンサルに委託し作成した判断水位データである。宮川床上浸水対策特別緊急事業が完了するまでの間はどの様な基準で避難勧告等を発令していくのかについて、検討を行った。

- 【結論】①国土交通省が示す判断推移データについては、参考数値として捉えた上で、パトロールにて現地を確認し、判断する。
- ②避難勧告等を発令する際には、時刻等を問わず、防災行政無線で周知する。

《主な意見等》

- ・ 広報の観点から、避難区域の世帯数及び人数を把握しておく必要がある。

資料

- ・ 付議事項書